

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

新型コロナウイルス感染症については、市民の皆様、事業者の皆様による外出や営業等の自粛の徹底、医療機関や福祉施設をはじめとする、多くの方々の懸命の御努力により、大きな第1波を乗り越えることができました。

しかしながら、この間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、観光客の激減や飲食業等の営業自粛、イベント・公演等の開催自粛による売り上げ等の減少など、市民生活や地域経済等には極めて深刻な影響が生じており、緊急事態宣言が解除された現時点においても厳しい状況は続いております。

これからが非常に大事な時期であります。第2波、第3波に備えて、緊張感を持って市民ぐるみで取り組んでいく。そして、感染拡大防止と同時に、社会経済活動の再開の両立を図っていく。

ウィズコロナの時代に、レジリエントシティ、SDGs、まちづくり、地域コミュニティ、行政が果たすべき役割、働き方改革、あらゆることを根本から見直さなければなりません。

京都市では、1月以降、全庁を挙げて感染拡大防止に取り組み、全国で最も早く24時間の相談体制を設け、4月には保健所機能を抜本拡充するとともに、450人の専任体制を構築しました。また、1日300件超のPCR検査を実施できる体制を構築するとともに、本市医師によるドライブスルー、ウォークイン方式検体採取の導入、京都府と連携した、帰国者・接触者外来の拡充など、検査・医療体制の更なる強化・拡充に取り組んでいるところです。さらには、京都大学医学部附属病院と連携した、大規模な疫学調査にも取り組んでおります。

また、市民生活、中小企業、伝統産業、伝統文化、料理、飲食、宿泊など、かけがえのない京都の宝を守り、京都経済の活力を取り戻すために、国の補正予算も最大限に活用し、支援を必要とされる方に徹底して寄り添い、伴走型の支援に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、京都市は、市民に最も身近な基礎自治体として、市民の命と健康、暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の再始動による市民生活と経済の回復の両立に向け、国や関係自治体、医療機関や経済団体等と更に連携を強化し、京都・日本経済の復興に向け、全身全霊で取り組んでいく所存です。

国におかれては、一層の対策の強化はもとより、各自治体の取組に対する十分な御理解と御支援をいただけるよう、以下のとおり求めます。

令和2年7月8日

京都市長 門川 大作

1 第2波に備えた感染拡大防止策と医療・検査体制等の充実・強化

(1) 水際対策の強化

国においては、徹底した水際対策、検疫強化の体制を整備するとともに、「入国制限対象地域」以外に滞在歴のある者についても、国が最新の情報に基づき適切な経過観察を行い、必要に応じて国内での滞在先等の情報も併せて管轄保健所へ情報提供が可能な制度を構築すること。

(2) ワクチン及び特効薬の開発への支援等

現在、世界各国において新型コロナウイルス感染症に対する特効薬やワクチンの開発に取り組まれている。国においては、国際的な協力体制のもと、国内外で実施される臨床試験等に対する必要な支援を行うとともに、新薬の承認手続を速やかに進めるなど、特効薬やワクチンについて、早期の開発と実用化を進めること。

(3) 医療機関及び社会福祉施設等への財政支援

「帰国者・接触者外来」設置及び入院患者を受け入れた医療機関に対しては、本市独自の支援金制度を設けているが、引き続き医療機関の経営危機状態は続くことから、国における医療機関及び医療従事者一人ひとりに対する継続的な財政的支援を行うこと。

また、その他の医療機関及び社会福祉施設等においても、新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費の増大や、外来患者及び利用者の減少等により、経営状態が悪化していることから、地域医療や保健福祉サービス等の提供維持体制のため、財政的支援を行うこと。

(4) 医療機関及び社会福祉施設等への資機材等の供給体制の構築

医療用マスクやガウン、フェイスシールド、消毒用アルコール、人工呼吸器など、医療機関や社会福祉施設等において必要となる物資、資機材について、国において十分な量を確保し、必要に応じて医療機関や社会福祉施設等に供給するとともに、引き続き国内生産体制の強化に取り組み、安定的に供給できる体制を構築すること。

(5) 検査体制の充実・強化

本市ではPCR検査機器の増設や民間検査委託を実施するなど、検査体制の強化・拡充を行っているところであるが、国においても、引き続きPCR検査体制の強化や迅速抗原検査キットの安定した供給、更なる検査方法の確立等により、検査体制の強化・拡充を図ること。

(6) 帰国者・接触者相談センターに対する支援

帰国者・接触者相談センターについて、本市では、当初より回線の増強を図り、相談体制を強化してきたところであるが、帰国者・接触者相談センターを適正に運営できるよう、引き続き財政措置を行うこと。

(7) 保健衛生用品の安定供給

「新しい生活スタイル」の実践に伴い、マスクや消毒用アルコールなどについては、引き続き需給のひっ迫が懸念されるため、医療用マスク等と同様に、引き続き国内生産体制の強化等による安定供給に取り組むこと。

(8) 大規模災害発生に備えた備蓄物資保管体制強化

出水期に直面する中、災害発生時の避難所運営において、感染症対策に万全を期す必要がある。避難所運営に係る物資・資機材等の備蓄の更なる充実のもとより、感染症対策等により増大する備蓄物資等について、避難所等への分散備蓄の推進や民間倉庫の活用等、効率的な保管・管理や避難者等への迅速な提供ができるよう、公的備蓄に幅広く活用できる支援体制を構築すること。

2 市民生活への支援

特別定額給付金について、子育て家庭の負担軽減のために、4月28日以降に生まれた子も対象にするとともに、4月28日以降に単身世帯における世帯主が死亡した場合においては、遺族に定額給付金の請求権が相続されるよう取扱いを変更すること。

また、特別定額給付金のオンライン申請の開始に伴い、マイナンバーカードに搭載される電子証明書に関する申請が急増したことにより、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用するシステムの処理遅延・停止が発生し、窓口業務への多大な支障や混乱が生じたことを踏まえ、処理能力の向上等、本システムの改善を速やかに講じること。

3 地域経済の回復と感染拡大防止の両立に向けた事業者等への支援

(1) 中小企業をはじめとした事業者等への継続した下支え支援の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、中小企業をはじめとした事業者等は、依然、厳しい状況にある。こうした状況を踏まえ、事業者等に対して、実質無利子融資などの資金繰り対策や、持続化給付金をはじめとした各種給付金・助成金による支援を継続して実施するとともに、いずれの支援制度についても、利用しやすい環境の整備を図ること。特に、融資制度については、信用保証制度の対象業種の拡大にとどまらず、公益法人などの法人形態についても対象を拡大すること。

また、新たに創設された「家賃支援給付金」については、速やかに事業者に行き届くよう、手続を簡素なものとし、迅速な支給を図ること。

加えて、今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、休業を余儀なくされる事業者や、間接的に影響を受ける中間流通業者などの事業者に対する協力金などの支援について、国において早急に制度化すること。

(2) 公共交通事業者への支援

公共交通事業者への支援については、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金等による支援が示されたところであるが、外出自粛要請に伴い利用者が大幅に減少したことにより、依然として公共交通事業者は深刻な収益悪化に陥っており、事業継続が危ぶまれている状況にある。

公共交通については、市民の生活の足として、また、社会経済活動に不可欠な動線として、重要な役割を担っており、公共交通の利用者が完全に回帰していない中、交通崩壊を招くことのないよう、将来にわたって公共交通を維持・確保するため、減収に対し補填するなど、公営・民営問わず公共交通事業者への継続的な財政支援を行うこと。

(3) 国際会議場への支援

グローバル MICE 都市の選定を受けた本市に立地し、国際会議場の中でもとりわけ大型の国際会議を扱うなど、国における MICE の誘致・開催の推進において重要な役割を果たす国立京都国際会館については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多数の国際会議やイベント等が中止・延期されており、大変な窮状にあることから、コロナ禍が長期化した場合には、国に対して協議させていただきたい。

(4) 観光の需要喚起に向けた支援

ア レジリエントな観光・MICE の実現に向け、観光事業者や業界団体、地方自治体が実施する生産性や所得、危機管理対応の向上などの取組への支援をさらに拡充すること。

イ 安全安心な観光サービスを提供するため、徹底した水際対策や検疫の強化・体制整備に加え、衛生管理に係る制度改正の検討など、環境整備の施策を実施すること。

ウ 従業員の雇用確保への支援に加え、情報発信や観光コンテンツの造成、受入体制整備等の取組に対する補助制度の拡充や、手続の簡素化・柔軟な運用に努めること。

加えて、観光客・MICE 参加者の安全安心を確保するための衛生対策や、設備等の導入に対する支援策を講じること。

エ インバウンド施策のみならず、国内観光客の需要喚起につながる効果的な施策を一層講じること。

オ インバウンド需要の回復に向けた海外向け大規模プロモーションの展開に当たっては、観光客のマナーや混雑など、地域において観光課題が生じることのないよう、十分な対策を講じること。

カ DMO 等において実施される地域独自の消費喚起の施策等に対して、財政措置をはじめとした支援策を講じること。

(5) 修学旅行の安心安全の確保と実施に向けた支援

ア 修学旅行中に新型コロナウイルスの感染が疑われる者や感染者が発生した場合に的確に対応できるよう、マニュアル策定への支援や、待機・隔離施設を確保するための財政支援等の対策を講じること。

- イ 「新しい生活様式」の実践に伴う修学旅行の費用負担増に対し、「Go To キャンペーン事業」を活用し柔軟に支援すること。
- ウ 修学旅行の延期に伴う手数料等については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した公費負担が可能であることを全国の教育委員会に対し周知徹底すること。
- エ 修学旅行を中止ではなく延期扱いとするよう、全国の教育委員会に対する配慮要請を一層強化すること。

(6) 文化芸術活動への支援

- ア 文化芸術は心豊かで活力ある国民生活にとって極めて重要な意義を持っており、文化芸術の果たす役割とそれに対する支援の重要性について、国民的理解を深めるよう努めるとともに、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。
- イ 感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立を目指す中で、文化芸術活動により国民生活の豊かさを取り戻すため、創作・発表機会の創出及び暮らしの文化や地域における年中行事の継承に向け、更なる支援を行うこと。
- ウ 文化芸術活動の支援に資するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会において創設された「文化芸術復興創造基金」について、政府として拠出するとともに、当該基金への寄附や、美術作品等を購入・寄付する際の税制優遇制度をさらに充実させること。
- エ 豊かな国民生活の基盤となる生活文化、中でも食文化は、食材、食器等の様々な分野への波及が見込まれるなど、多様な文化とのつながりが深く、その振興が求められている。こうした点を踏まえ、料理人をはじめとした担い手の日々の取組のほか、子どもたちが体験する機会の確保など、次世代への継承に向けた取組に対し、更なる支援を行うこと。

(7) 伝統産業への支援

催事・行事等の販売機会の急減等により、深刻な影響を受けている伝統産業を守るため、資金繰りの支援に加えて、新商品の開発や販路開拓など、伝統産業に従事する、とりわけ次代を担う若手を中心とした職人の仕事の創出に繋がる支援を行うこと。

(8) 農林業への支援

農産物の出荷量が激減した農業者を対象とした支援である「経営継続補助金」について、より多くの農業者が利用しやすいよう、手続の簡素化を図ること。

また、「密」を避ける新しい生活スタイルと親和性の高い「森林サービス産業」の振興に向けた取組を支援すること。

(9) 雇用創出に向けた支援と基金の創設

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響で離職（解雇や雇い止め等）

された方が新たな仕事に就けるよう、特定求職者雇用開発助成金の対象を拡大するとともに、休業が失業につながらないよう支援すること。

加えて、離職者やアルバイト収入激減・内定取消等により厳しい状況に置かれている学生等を対象とした就職支援や相談体制の充実を図ること。

また、リーマンショック時に設けられた緊急雇用創出事業に準じ、新たな雇用の創出に向けた基金制度を創設すること。

(10) 新しい生活スタイルに沿った事業活動への支援

新しい生活スタイルへの転換に伴い、中小企業等による IT を利活用した新たな事業活動（新ビジネスの構築や基幹業務の再構築等）や感染拡大防止対策への支援の一層の強化（既存の補助金の対象拡大等）に取り組むこと。

(11) 新しい生活スタイルの実践に向けた規制緩和の促進

新しい生活スタイルを前提とした社会に即し、デリバリーサービスの普及促進に向けた酒類小売業免許や有償貨物運送等に関する特例的な規制緩和だけにとどまらず、引き続き必要な規制緩和や法整備を促進すること。

4 子どもたちの教育機会の確保

(1) 学校での感染拡大防止に向けた物的支援や人材確保

学校での新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、マスク等の保健衛生用品の学校への配備、分散形式等による授業実施や中学3年生等の最終学年で学習が遅れがちな児童生徒の補習等のための教職員体制の確保に向け、教員加配についても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を可能とするなど地方負担を生じさせないことに加え、学習指導員の増員など、夏季休業期間の短縮や様々な取組に伴い必要となる人材について速やかに配置できるよう、必要な財政措置を継続的に講じること。

また、スクールバス増車等を図るための財政措置を継続的に講じること。

(2) GIGAスクール構想の早期実現

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、すべての児童生徒の教育機会の確保に向けた、自宅学習を行える ICT 環境の整備に当たり、端末のみならず、学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用や通信環境整備に係る費用、回線使用料等についても、運用上必要不可欠であることから国庫補助の対象とすること。

また、端末等の供給がひっ迫していることから、速やかに調達できるよう、国において関係業界に強く働きかけること。

(3) 児童生徒に対する心のケア

臨時休業が長期にわたり、外出の自粛要請等により、児童生徒の心身のストレスも高まっている状況にあることから、教育活動再開後も継続的に児童生徒の心のケアを図り、その心理的安定を確保するとともに、要支援児童

生徒について児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に必要な人的・財政的措置を行うこと。

5 学生が安心して学ぶことができる環境の維持・充実

(1) 修学に係る経済的負担軽減策の充実について

経済的に困難や不安を抱えている学生が安心・安全に学ぶことができるよう、修学に係る経済的負担軽減策の充実等によるきめ細やかな支援を大学等と連携して実施すること。

(2) 感染拡大防止に向けた環境整備について

各大学等においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各種取組が進められているところである。これらの取組を行う大学等に対する財政的な支援など、適切な教育環境の確保に向けた措置を講じること。

(3) 日本人・外国人留学生への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本人留学生が海外留学を断念した場合や途中帰国を余儀なくされた状況において、今後海外留学に臨めるよう、財政措置も含めた適切な教育環境の確保を行うこと。

また、海外からの学生が、留学時期の変更や留学を断念した場合でも、将来的に安心して日本への留学ができるよう、財政措置も含めた適切な教育環境の確保や、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する取組についての海外への正確な情報発信を行うこと。

6 デジタル化・スマート化の推進

(1) 行政手続のオンライン化の推進

新しい生活スタイルを実践し、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、また、事務手続きの簡素化により必要な支援を迅速に行うことができるよう、各種事務手続のオンライン化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」において、法令等に基づき行う地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの統一的な整備を行うこととされていることについて、速やかに着手すること。

(2) テレワークやオンライン診療・授業等の推進

民間事業者、地方自治体等におけるテレワークや医療機関におけるオンライン診療、学校におけるオンライン授業などの導入を推進するため、ICT機器の整備及び円滑な運用環境の構築に必要な施策を講じること。

7 地方自治体の大幅な減収への対応等

(1) 地方交付税交付金の必要額の確保

本市では、緊急事態宣言前から生じている観光客の激減等により、地域経済に極めて深刻な影響が生じており、税収の減に加え、生活保護を始めとした生活支援等の財政需要も増大している。これらの影響は長期化することが想定されることから、令和3年度の地方財政計画においては、それらの影響を的確に見込み、地方交付税の必要額を確保すること。

また、令和2年度の地方財政計画には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要の増大や収入の減少が反映されておらず、実態と乖離していることから、改めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税の必要額を確保すること。

(2) 減収補てん債の対象拡大等

地方消費税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金など、景気変動に大きく左右されるにも関わらず減収補てん債の対象外となっている税目についても、減収補てん債の対象とすること。

また、猶予特例債の償還期限を1年間に限ることなく、一部借換えを認めるなど、弾力的な運用を図ること。

(3) 市バス・地下鉄の減収に対する支援

本市の市バス事業は、全国的なバス運転士・整備士の担い手不足による人件費等の増や車両更新費用の増嵩により、当面は経常赤字を見込まざるを得ない状況であり、また、地下鉄事業は、約3,800億円もの有利子負債残高を抱える全国一厳しい経営状況のもとで、多額の設備更新費用が必要となるなど、両事業とも極めて厳しい経営環境にある。

そのような中、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先に、大幅な減便等を行うことなく、市バス・地下鉄の御利用を8割減少させることを目標に、御利用者の皆様へ御協力をお願いした結果、お客様は大きく減少し、経営環境が急激に悪化した。さらに、今後、インバウンドをはじめとした観光需要の早期の回復は見込めず、両事業ともにかつてないほどの危機的な状況にある。また、地下鉄については、今年度の実績により財政健全化法に基づく経営健全化団体になりかねない。

国においては、地域公共交通における感染拡大防止対策に向けた支援事業を創設されたところであるが、将来にわたり、「市民の足」としての役割を担う市バス・地下鉄を維持・確保するため、支援を一層充実し、公共交通事業者への減収に対する補填策の創設をはじめ、特別減収対策企業債の財政措置の更なる拡充など、抜本的な支援制度を構築すること。

(4) 上下水道事業への支援

上下水道事業についても、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中、事業を安定的に運営するため、その拡大や収束の状況を

踏まえながら、必要に応じて適切な支援策を講じること。

(5) 地方自治体との緊密な情報の共有

感染の第2波、第3波や、今後の新たな感染症の拡大に備え、引き続き関係各府省庁・都道府県・市町村等で緊密に情報共有を行うとともに、現場のニーズを踏まえた万全の対策を講じること。

各項目の所管の省庁

要望項目		所管の省庁
1 第2波に備えた感染拡大防止策と医療・検査体制等の充実・強化		
(1) 水際対策の強化		厚生労働省
(2) ワクチン及び特効薬の開発への支援等		厚生労働省
(3) 医療機関及び社会福祉施設等への財政支援		厚生労働省
(4) 医療機関及び社会福祉施設等への資機材等の供給体制の構築		厚生労働省
(5) 検査体制の充実・強化		厚生労働省
(6) 帰国者・接触者相談センターに対する支援		厚生労働省
(7) 保健衛生用品の安定供給		厚生労働省
(8) 大規模災害発生に備えた備蓄物資保管体制強化		内閣府
2 市民生活への支援		総務省
3 地域経済の回復と感染拡大防止の両立に向けた事業者等への支援		
(1) 中小企業をはじめとした事業者等への継続した下支え支援の充実		金融庁 経済産業省 中小企業庁
(2) 公共交通事業者への支援		国土交通省
(3) 国際会議場への支援		財務省 国土交通省 観光庁
(4) 観光の需要喚起に向けた支援		厚生労働省 経済産業省 観光庁
(5) 修学旅行の安心安全の確保と実施に向けた支援		文部科学省 厚生労働省 観光庁
(6) 文化芸術活動への支援		文化庁
(7) 伝統産業への支援		経済産業省 中小企業庁
(8) 農林業への支援		農林水産省 林野庁
(9) 雇用創出に向けた支援と基金の創設		厚生労働省
(10) 新しい生活スタイルに沿った事業活動への支援		経済産業省 中小企業庁
(11) 新しい生活スタイルの実践に向けた規制緩和の促進		内閣府
4 子どもたちの教育機会の確保		
(1) 学校での感染拡大防止に向けた物的支援や人材確保		文部科学省
(2) GIGAスクール構想の早期実現		文部科学省
(3) 児童生徒に対する心のケア		文部科学省
5 学生が安心して学ぶことができる環境の維持・充実		
(1) 修学に係る経済的負担軽減策の充実について		文部科学省
(2) 感染拡大防止に向けた環境整備について		文部科学省
(3) 日本人・外国人留学生への対応について		文部科学省
6 デジタル化・スマート化の推進		
(1) 行政手続のオンライン化の推進		内閣官房 総務省
(2) テレワークやオンライン診療・授業等の推進		総務省 文部科学省 厚生労働省
7 地方自治体の大幅な減収への対応等		
(1) 地方交付税交付金の必要額の確保		総務省
(2) 減収補てん債の対象拡大等		総務省
(3) 市バス・地下鉄の減収に対する支援		総務省 国土交通省
(4) 上下水道事業への支援		総務省 厚生労働省 国土交通省
(5) 地方自治体との緊密な情報の共有		内閣官房